都市計画税の使途について

都市計画税は「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

予算科目			内容	決算額		
1款 町税	5 項 都市計 画税	1 目 都市計 画税	現年課税分	291, 348		
			滞納繰越分	2, 285		
	計					

歳出 (単位:千円)

予算科目			事業	事業費	財源内訳			都市計画税
					国県支出金	その他	一般財源	充当可能経費
8 款 土木費	4 項 都市計 画費	1 目 都市計 画総務	都市計画総務一般事務 費	3, 454			3, 454	71
		費	都市整備課職員人件費	17, 644	97	562	16, 985	8, 833
			都市整備課(事業費支 弁)職員人件費	19, 321			19, 321	19, 321
		3 目 公共下 水道費	公共下水道事業特別会 計繰出金	306, 423			306, 423	288, 395
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	61, 679	17, 700		43, 979	43, 979
12款公債費	1項公債費	1目 元金	町債償還元金 (都市計画事業に係る 償還元金)	13, 898			13, 898	13, 898
		2目 利子	町債等償還利子 (都市計画事業に係る 償還利子)	313			313	313
計				422, 732	17, 797	562	404, 373	374, 810